

# SECはコメント募集で示された懸念に対処したうえで、投資家に とって有用な開示規則を策定

# 規則とその適用範囲

- SEC Release Nos. 33-11275; 34-99678「投資家のための気候関連開示の強化と標準化(The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors)」
- 証券取引所法Section 13 (a) 又はSection 15 (d) に基づき証券取引所法の報告義務を有するSEC登録企業、及び証券法又は証券取引所法によるSECに対する登録届出書の提出企業(外国民間発行企業を含む)。ただし、相互承認開示制度(Multijurisdictional Disclosure System)に基づき報告を行うカナダ発行企業、及び資産担保証券の発行企業を除く。

# 概要及び影響

下図は、年次報告書又は登録届出書において要求される開示情報及び開示箇所の全体像を示したものです。本資料では、これらの詳細について説明しています。



- 財務報告に係る内部統制の監 査は、すべての登録企業に要 求されるわけではない。
- 温室効果ガス(GHG)排出量の開示(及び開示に対する保証)は、すべての登録企業に要求されるわけではない。
- TCFDは気候変動関連財務情報 開示タスクフォースを指す。

気候関連開示の最終規則が最も早く適用されるのは、2025年1月1日以降に事業年度が開始する大規模早期提出会社(Large accelerated filers)です。大規模早期提出会社は、適用初年度において、財務諸表の開示及び気候リスクに関するほとんどの開示を行うことが要求されます。その1年後にGHG排出量を含むその他の開示、さらにその3年後にGHG排出量に対する保証が要求されます。その他の提出会社は、大規模早期提出会社から1年ないし2年遅れて、それぞれに必要な開示が要求されます。

# 背景

SECは、2010年に気候関連開示に関するガイダンスを公表しており、それ以降、登録企業に対する気候関連開示への期待が高まりました。2010年のガイダンスには、新たに公表された気候関連規則で取り上げられていない開示要素(例えばリスク要因に関する事項)が含まれており、当該ガイダンスは引き続き適用されます。

2024年3月6日に気候関連開示規則が採択される契機は、2021年3月にSECが従来の開示規則とガイダンスの実効性を評価するために、気候関連開示に関するパブリックコメントの募集を開始したことに遡ります。これに対して寄せられたコメントを踏まえ、2022年3月にSECは気候関連開示規則案を公表しました。その後2年間で、SECはさらに4,500件を超える固有のコメントレター(合計20,000通超のコメントレター)を検討し、最終規則が策定されています。

# 開示の構成要素

1ページ目の図に記載したとおり、気候関連開示は以下2つの異なる要素より構成されます。

- Regulation S-Xに基づく財務諸表の開示。この開示は監査対象の財務諸表の一部であるため、登録企業の財務報告に係る内部統制の範囲に含まれます。
- 登録企業の年次報告書又は登録届出書におけるRegulation S-Kに基づく気候関連の開示。これらの開示は、年次報告書又は登録届出書において「気候関連開示(Climate-Related Disclosure)」と見出しを付けて独立したセクションとして記載するか、他のセクションからの参照により組み込むことができます。また、一定の条件に基づき、その他の提出書類からの参照を含めることもできます。

Regulation S-Kに基づく開示は、重要性がある(material)支出及び特定の項目に直接起因する財務上の見積りと仮定への重要性がある影響に関する、定量的及び定性的な開示を要求しており、上記2つの開示は関連しています。「特定の定量的な開示」のセクションを参照ください。

# 財務諸表の開示に内訳を要求

一部の開示は、登録企業の直近の事業年度における財務諸表の注記に記載することが要求されています。それらの開示は以下に関連するものです。

- 深刻な天候事象及びその他の自然条件(※これらの用語は定義されていません)
- カーボンオフセット又は再生可能エネルギークレジットもしくは再生可能エネルギー証書(REC)

下表は、開示内容と開示の閾値をまとめたものです。登録企業は、開示するそれぞれの財務諸表への影響について、重要なインプットや使用した仮定、実施した重要な判断など適切な背景情報を記載します。 また、該当する場合は、認識した回収額やオフセット及びRECに関する会計方針など特定の事項について開示します。

# 

# 深刻な天候事象/自然条件

#### 開示の閾値

#### 資産計上したコスト

- 資産計上したコスト及び付随費用(回収額を除く)の総額を絶対値ベースで開示する。
- 資産計上したコストが貸借対照表のどこに表示されているかを個別に開示する。
- 資産計上したコスト及び付随費用の総額が関連する事業年度末の株主資本又は欠損金の絶対値の1%以上である場合に要求される。
- ただし、事業年度における総額が500,000ドル 未満の場合、開示は要求されない。

# 財務上の見積り/仮定

連結財務諸表の作成にあたり使用した見積り及び 仮定に対し、以下がどのように重要性がある影響 を与えたかについて定性的に記載する。

- 深刻な天候事象及びその他の自然条件
- 登録企業が開示する気候関連の目標又は移行 計画

重要性がある場合に要求される。

#### カーボンオフセット及びREC

# • カーボンオフセット及びRECに関して費用計 上した総額、資産計上した金額及び取崩額を 開示する。

- 費用計上した金額、資産計上したコスト及び 損失が財務諸表のどこに表示されているかを 個別に開示する。
- 資産計上したカーボンオフセット及びRECに ついて事業年度の期首残高と期末残高を開示 する。

# 開示の閾値

登録企業が開示した気候関連の目標又はゴールの 達成計画において、カーボンオフセット又はREC の利用が重要な構成要素である場合に要求され る。

最終規則では、開示が要求される金額を決定するため、帰属の原則(attribution principle)が導入されており、当該原則では、重大な貢献する要因(significant contributing factor)に該当するかどうかが規準とされています。これによると、深刻な天候事象又はその他の自然条件が、コスト、支出、損失又は回収について重大な貢献する要因であると判断された場合、その支出又は回収の全額が財務諸表の開示額の算定に含まれます。

帰属の原則を適用することにより、コスト及び支出の一部を配分することなく全額が開示額となるため、開示が要求される金額の算定が容易になります。「重大」か否かの判断は、登録企業のGAAPの適用にあたっての判断と整合するものであることが期待されています。

# 整合的な構成に基づき気候リスクを開示する

財務諸表以外の気候リスクの開示は、ガバナンス、戦略及びリスク管理という幅広いカテゴリーに沿って行われますが、これは、SECが最近公表したサイバーセキュリティ報告及び開示に関する規則における構成と整合するものです。詳細についてはKPMGの「Defining Issues」をご参照ください。

また、今回の気候関連開示規則による開示はTCFD提言による開示ほど広範なものではありませんが、これらの4つの枠組みはTCFD提言に準拠している登録企業にとって馴染みのあるものと考えられます。

下表は、要求される主要な開示の一部をまとめたものです。なお、表中に記載されているマークは以下 を意味するものです。

- ◆ 将来の見通しに関する記述が必要な開示を意味する。気候関連開示規則は、該当する条件がすべて満たされる場合に限り、これらの開示の作成に関する一定の責任に対してセーフハーバーを設けている。
- 長期間の段階的移行措置がある特定の定量的及び定性的な開示を意味する。詳細は「特定の定量的な 開示」のセクションを参照。

# 取締役会による気候関連リスクの監視のあり方について開示する。該当する場 合、気候関連リスクの監視に責任を負う(小)委員会を特定するほか、取締役 会又は(小)委員会に対する気候関連リスクの報告プロセスを開示する。 ガバナンス及び リスク管理プロ 重要性がある気候関連リスクの評価及び管理における経営者の役割、ならびに セス その役割を担う経営者が有する専門知識を開示する。 気候関連リスクの識別、評価及び管理、リスク管理体制、及び登録企業の全般 的リスク管理プロセスへの統合を開示する。 登録企業の戦略、財務業績又は財政状態に重要性がある影響を与えた、又は短 戦略、ビジネス 期的(今後12ヵ月)及び長期的(12ヵ月超)に重要性がある影響を与える可能 モデル及び見通 性が合理的に高いと考えられる気候関連リスクについて開示する。 上記の開示には、物理的リスク及び移行リスクに関する情報が含まれる。 登録企業は、シナリオ分析に基づき、気候関連リスクが重要性がある影響を及ぼす 可能性が合理的に高いと結論づけた場合、そのシナリオ、使用したパラメータ及び シナリオ分析 🔷 仮定、シナリオ分析における選択、関連する各シナリオにおいて登録企業に生じる と予想される重要性がある影響(財務的影響を含む)について開示する。 登録企業が気候関連の目標又はゴールを達成する計画の重要な要素としてカーボン オフセット又はRECを使用している場合、オフセットによる炭素排出の回避、削減 カーボンオフセ ット又はREC 又は除去量、もしくはRECによって生成された再生可能エネルギー量に関する情報 を開示する。 登録企業がインターナル・カーボンプライシングを使用し、それが気候関連リスク インターナル・ カーボンプライ の評価及び管理にとって重要と判断される場合、その価格について、CO₂換算1ト シング 🔷 ン当たりの価格を含む情報を開示する。

また、登録企業は移行計画及び自社の目標又はゴールに関連する以下の情報を開示する必要があります。

気候リスクの緩 和及び適応 ■	登録企業が気候関連リスクを、自社のビジネスモデル、戦略、財務計画及び資金配 分において考慮しているかどうか、考慮している場合その方法を開示する。
移行計画 ◆■	登録企業が移行計画を有している場合、物理的リスク及び移行リスクの識別及び管 理に使用する指標及び目標を含む、計画の内容について開示する。
目標及び ゴール <b>◆</b> ■	登録企業に重要性がある影響を及ぼしている、又はそのような影響を及ぼす可能性が合理的に高い気候関連の目標又はゴールに関する情報を開示する。この情報には、目標に含まれる活動範囲、測定単位、設定された基準値、時間軸及び現在までの進捗状況が含まれる。

また、登録企業への以下からの影響に重要性がある場合、これについても記載する 必要がある。

- 目標又はゴール
- 目標又はゴールの達成に向けて実施した措置

#### 特定の定量的な開示

■の印がある上記の開示では、以下の事項から直接生じる重要性がある支出及び財務上の見積り及び仮 定に対する重要性がある影響について定量的及び定性的な開示が要求されます。

- 気候関連リスクを軽減する、又は気候関連リスクを緩和するための登録企業の活動
- 登録企業の移行計画
- 登録企業の目標又はゴール、それらの達成に向けて実施した措置

登録企業には、これらの開示を行うまでに1年の猶予が設けられています。詳細については「段階的移行」をご参照ください。

# スコープ1及び2のGHG排出量の測定における柔軟性

大規模早期提出会社及び早期提出会社(小規模報告会社及び新興成長企業を除く)は、スコープ1及び/ 又はスコープ2のGHG総排出量を、重要性がある場合に開示することが要求されています。GHG排出量 は財務諸表以外の場所に開示し(1ページ目の図を参照)、比較情報の開示は過去の提出書類で当該情報 が開示されていた場合にのみ要求されます。

スコープ1	スコープ2
登録企業が所有又は支配し ている事業からの直接的な GHG排出量	登録企業が所有又は支配する事業で消費される、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生産から発生する、間接的なGHG排出量

最終規則は、GHG排出量の測定について具体的なアプローチを定めていません。その代わりに、登録企業に対して、以下を含むGHG排出量の測定に使用した方法、重要なインプット及び重要な仮定の説明を求めています。

- 組織境界
- 活動境界
- 使用したプロトコル又は基準(測定のアプローチ、データ及びツールに関する詳細を含む)

KPMGの経験上、GHG排出量の測定に際して最も一般的に参照されているのはGHG Protocolの基準とガイダンスです。これについては最終規則でも言及されており、上記のスコープの定義はGHG Protocolの定義と実質的に同じです。このため、現在GHG Protocolに準拠している登録企業は、経営支配を用いて組織境界を決定することを含め、継続して当該Protocolに準拠することができます。GHG Protocolの詳細については、KPMGの「GHG排出量報告ハンドブック」をご参照ください。

登録企業は、GHG排出量を開示する際に合理的な見積りを使用することが認められています。ただし、 基礎となる仮定を記載し、合理的な見積りを使用する理由について説明を加える必要があります。

# 保証 (Attestation)

スコープ1及びスコープ2のGHG排出量は将来的に保証の対象になります。開示が義務化された後、3年後から限定的保証が求められます。大規模早期提出会社については、その4年後(開示が義務化されてから合計で7年後)に合理的保証が要求されます。詳細は「段階的移行」を参照ください。

最終規則は登録企業に対して、(1)GHG排出量の保証に関して一般に公表又は幅広く使用されており、かつ(2)デュープロセスの手続に準拠した団体又はグループが確立した保証基準(例えば、AICPAの保

証業務基準又はIAASBが公表する保証業務基準)に従って提供された保証報告書を含めることを要求しています。

登録企業は、保証業務提供者が監督当局・機関による検査の対象かどうか、保証提供者に変更があるかどうかなどについて追加的な情報を開示しなければなりません。保証業務提供者は、GHG排出量に関連する豊富な経験を有していなければならず、また、登録企業及びその関連会社から独立している必要があります。

最終規則の適用後に登録企業がGHG排出量に対する保証を任意で受ける場合(例えば、早期提出会社が任意で合理的保証を取得する、又は非早期提出会社が任意で開示するGHG排出量に対して任意で保証を取得する場合)、追加的な開示が要求されます。

#### 開示の免除

登録企業は、GHG排出量の開示について、Form 10-K又はForm 20-Fによる年次報告書に含める代わりに、以下のいずれかにより開示することができます。

- 1. (米国内登録企業の場合)GHG排出量の開示が関連する事業年度の翌年度の第2四半期のForm 10-Q を参照する。
- 2. 米国内登録企業の場合は上記1に記載のForm 10-Qの期日までに、又は外国企業向けの提出様式を使用する外国民間企業の場合はGHG排出量が関連する事業年度の期末日後225日以内に、Form 10-K 又はForm 20-Fによる年次報告書の修正に含める。

これらの免除を利用する場合、登録企業は、要求される情報を提出する方法について年次報告書に明記することが義務付けられます。

# 重要性の定義に変更はないものの、必要な考慮事項

SECは、最終規則における重要性は、証券取引所法で規定されている重要性の解釈と整合的に考えられる旨を示唆しています。したがって、情報は、投資決定を行ううえで「合理的な投資家が重要と考えるであろう程度に実質的な発生可能性がある場合」、又は開示を省略すると「利用可能な情報の『全体的な構成(total mix)』が大幅に変わってしまう場合」、重要性があるとみなされます。

気候関連リスクに重要性があるかどうかを判断するために、登録企業は、定量的及び定性的な要素を含む気候関連リスクを取り巻く関連事実及び状況をすべて考慮に入れ、情報の全体的な構成を十分かつ客観的に評価する必要があります。

気候関連リスクは、時の経過とともに、影響の度合いと発生可能性が大きく変化することがあります。 最終規則は、登録企業に、重要性がある影響を及ぼしている、又は短期又は長期にわたって影響を及ぼ す可能性が合理的に高いリスクについてそれぞれ開示することを要求しています。このアプローチは、 MD&Aで使用される基準と概ね整合していますが、登録企業がさらに中期と長期に区分して開示することを妨げるものではありません。

また、前述の重要性の定義と同じ定義が、スコープ1及びスコープ2のGHG排出量の重要性の評価に適用されます。重要性は、GHG排出量だけによって判断されるものではありません。例えば、開示によって投資家が以下のいずれかに該当するかどうかを理解できるようになると考えられる場合、そのGHG排出量の開示は重要性があると考えられます。

- 現在、GHG排出量が増税又は金銭的ペナルティの対象となっている、又は、今後その対象となる可能性が合理的に高い。
- 国外又は州におけるGHG排出量に関する報告要求により、重要性がある移行リスクが生じる。
- GHG排出量の情報が、登録企業が開示した目標もしくはゴールの達成、又は移行計画の実行に向けた進捗を示すものである。

# インラインXBRLによる報告

気候関連開示は、インラインXBRL形式でタグ付けされます。この形式で提出することで、投資家及び市場参加者が開示の特定、検索、抽出及び分析を容易に行えるようになります。

# 段階的移行

下表は、年次報告書及び登録届出書の提出ステータスに基づき、表中の事業年度について情報を含めることが要求される、登録企業の最終規則の適用時期をまとめています。

記載された暦年に開始する事業年度	LAF¹	AF <sup>2</sup>	NAF³、 SRC、EGC		
財務諸表の開示	2025	2026	2027		
気候リスクの開示					
気候リスクの開示(以下を除く)	2025	2026	2027		
「特定の定量的な開示」セクションに記載された開示	2026	2027	2028		
GHG排出量					
スコープ1及び/又はスコープ2の開示	2026	2028	N/A		
限定的保証	2029	2031	N/A		
合理的保証	2033	N/A	N/A		
インラインXBRL	2026	2026	2027		

# 注:

- 1. Large Accelerated Filers (大規模早期提出会社)
- 2. Accelerated Filers (早期提出会社) (小規模報告会社 (SRC) 及び新興成長企業 (EGC) を除く)
- 3. Non-accelerated filers (非早期提出会社)

# 開示対象期間

最終規則の適用開始年度では、直近に終了した事業年度に関する財務諸表の注記及びGHG排出量の開示が義務付けられます。また、過去のSEC提出書類で過年度にこれらの開示を行っていた場合、その過年度に関する開示も要求されます。このため、実務上、ほとんどの登録企業がこれらの開示を2年から3年にわたって段階的に行うことになると考えられます。

例えば、最終規則の適用後2年目において、登録企業は、直近に終了した事業年度と前事業年度の両方について要求されている開示を行うことになります。他方、3年分の財務諸表を表示している場合でも、要求されている情報を過去に提出していなければ、表示されている最も古い事業年度に関して当該開示を行う必要はありません。

# 規則案からの変更点

以下は、2022年3月の規則案からの主要な変更点です(ただし、すべての変更を示すものではありません)。

- 財務諸表の開示:詳細な表示科目の分析は取り下げられました。登録企業の帳簿及び記録から金額を 算定できるように、要求事項が削減されました。また、移行リスクに関連する開示は要求されないこ とになりました。
- GHG排出量:スコープ3のGHG排出量の開示を特定の状況において求める要求事項は取り下げられました。スコープ1及び/又はスコープ2のGHG排出量の開示は、大規模登録企業に限定されており、また重要性がある場合に限り要求されます。財務諸表と整合した組織境界を設定するという規則案は取り下げられました。

# 相互運用性への影響

気候関連規則の最終版が公表される以前から、すでにSECの規則案、IFRS®サステナビリティ開示基準 (ISSB基準)及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の間には2つの大きな違いがありました。

- SEC規則の焦点は、サステナビリティの要素の1つである気候関連情報の開示に焦点を当てている。 ISSB基準とESRSはサステナビリティに関連する幅広いトピックに焦点を当てている。
- SECが管轄しているのは投資家のための開示であり、これはISSB基準のアプローチと類似している。 しかし、ESRSはダブルマテリアリティに基づいており、マルチステークホルダー・アプローチを採 用している。

ISSB基準及び/又はESRSの適用準備を現在進めている米国企業にとって、これらの違いを出発点と捉えることにより、SECの気候関連規則の分析を始めやすくなると考えられます。

本冊子は、KPMG LLPが2024年3月に発行した「SEC on Climate - SEC mandates climate disclosures and assurance」を、KPMG LLPの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.